

令和7年第7回教育委員会定例会日程

日時 令和7年7月11日(金) 午前9時30分

場所 市役所7階703会議室

第1 教育長報告

- ① 令和7年第2回市議会定例会について
- ② 市内中学校における個人情報が入ったSDカードの紛失について

第2 教育委員報告

- ① 市立中学校の運動会について

令和7年第2回市議会定例会一般質問答弁概要(教育委員会関係)

※通告による質問に対する答弁のみ(再質問除く)。

	質問議員名(会派名) (上段)質問要旨 ※一部まとめています。 (下段)答弁要旨	※敬称略
1	阿部 利恵子(公明党) (1) 公共施設のスリム化に向けた基礎調査の「中間報告書」を受けて、「学校配置のモデルケース」が示された。今後、教育委員会における検討が始まると思うが、具体的な取り組み内容について伺う。 (答弁) 市で取り組んでいる「公共施設のスリム化に向けた基礎調査」の中で、学校施設の建替えに関する議論が開始できるよう情報を整理する必要があることから、「中間報告書」が取りまとめられ、その後、5月に開催された経営戦略本部において「学校配置のモデルケース」が決定されている。 教育委員会における検討については、「東久留米市公共施設の現状と喫緊の課題」における「想定スケジュール」でも示しているとおり、令和7年度から8年度にかけて学校施設に係る個別施設計画の策定作業を行う予定であることから、今年度より関係課による具体の検討を開始したいと考えている。 「学校配置のモデルケース」は50年後の児童・生徒数推計を基に学校施設の適正規模・適正配置を検討した結果だが、個別施設計画では10年程度の工事予定を掲載することを想定しているため、まずは、50年後を見据え学校施設の更新をどのように進めていくのか、その際の課題など、今後の施設更新に関する考え方を整理し、その後、最初の10年の具体的なスケジュールを検討していく必要があると考えている。 また、施設更新の際には、周辺機能等の複合化を検討する必要があるため、公共施設のスリム化に関する検討にも積極的に関わりながら取り組みを進めていく。	
2	高橋 和義(公明党) (1) 過日、立川市立小学校に不審者が侵入し、教員に加害を加えたことは報道のとおりである。事件当日は、発生直後から報道が入り、午後には当該の教育委員会が記者会見を行った。校門、昇降口、校舎など、学校の構造そのものは学校によって大きく異なるものではなく、今回の事件を対岸の火事としてはならない。事件を受けて、教育委員会がどのような対応を行ったか伺う (答弁) 立川市立小学校に不審者が侵入したという事件の発生について、教育委員会も昼過ぎの報道で認知した。すぐに、報道の詳細を確認するとともに、近隣市とも連携し、13時42分、管下の学校に注意喚起メールを送付した。内容は、校門の施錠管理、昇降口の開閉管理、来校者身分証の着用等、各校における安全管理の徹底に関するもの。 また、同日夜には、東京都教育委員会からも通知がありましたため、これをもって同じく注意喚起、児童生徒への指導、管理体制の確認を行っている。 一方で、教育委員会としても、各学校の安全対策等について把握・検証する必要があると考え、一斉点検を行った。	

	(2) 本市は、令和7年4月、市立下里中学校に不登校対応校内分教室、通称「チャレンジ」クラスを開設した。入学式には、議員自ら参列し、生徒・保護者の様子や教室環境を確認したところである。入学から2か月が経とうとしているが、その後の様子はどうか。在籍者数や生徒の登校状況、生徒・保護者の意見や感想について伺う。 (答弁) 在籍数は、令和7年6月時点において、1年生3名、2年生5名、3年生11名が在籍している。途中入級の機会を年間5回設けているので、既に、入学式時点より、3年生2名が新たに入級となった。 次に、登校状況については、昨年度の4月時点と比較すると、83.2%の生徒が昨年度の出席率を上回っており、中には、出席率100%の生徒もいた。 続いて、生徒・保護者の意見・感想について。本事業は、国の研究開発学校としての指定を受け、東京都と連携して進めている事業である。そのため、生徒や保護者からもアンケート協力を受ける仕組みである。回答は下記のとおり。 ・生活リズムを意識するようになりました。本人に合わせて無理なく進めていただけるため安心して通わせることができます。 ・以前より笑顔が増えました。学校に通えていることが本人の自信になっています。 ・通い始めてよかったと思います。(生徒) ・自分のペースで行けるところがいいと思います。(生徒) 引き続き、生徒の実態に応じた学習や活動を工夫して進めるとともに、保護者のご意見・ご感想に耳を傾けながら、本事業を進めていく。
3	関根 光浩（公明党） (1) 本市の小中学校におけるアレルギー対策について、「学校給食における食物アレルギーの児童・生徒対応マニュアル」に沿って運用されていることと思うが、その概要について、あらためて伺う。 (答弁) 初めに、アレルギー対応が必要な児童生徒については、学校全体で対応することが重要。校長の指導のもと、関係職員で「食物アレルギー対応委員会」等を組織し、それぞれの職務に応じて、学校全体で対応を図ることとしている。 この組織体では、校内の児童生徒の食物アレルギーに関する情報を集約し様々な対応を協議、決定するほか、校内危機管理体制を構築し、消防署や病院との連携や具体的な対応について共通理解を図る。 次に、学校給食における対応の流れについて。保護者からの申し出により、アレルギーに関する調査を書面で行うほか、聞き取りによって細かい内容を確認する。これらに基づいて、個別の取組プランを作成し、保護者との確認の後に、小学校では除去食の提供を、中学校ではアレルギー対応献立表の提供を行っている。

4	梶井 琢太（市議会立憲民主） （１） 「想定スケジュール」で学校施設の個別施設計画を策定することが示されているが、具体的な取り組み内容を伺う。
	（答弁） 教育委員会における検討につきましては、「東久留米市公共施設の現状と喫緊の課題」における「想定スケジュール」に示されているとおり、令和７年度から８年度にかけて学校施設に係る個別施設計画の策定作業を行う予定であることから、今年度より関係課による具体の検討を開始したいと考えている。 この度、公共施設のスリム化に関する検討の中で示された「学校配置のモデルケース」は、５０年後の児童・生徒数推計を基に学校施設の適正規模・適正配置を検討した結果だが、個別施設計画では１０年程度の工事予定を掲載することを想定しているため、まずは、５０年後を見据え学校施設の更新をどのように進めていくのか、その際の課題など、今後の施設更新に関する考え方を整理し、その後、最初の１０年の具体的なスケジュールを検討していく必要があると考えている。 また、施設更新の際には、周辺機能等の複合化を検討する必要があるとのことなので、公共施設のスリム化に関する検討にも積極的に関わりながら取り組みを進めていく。
	（２） 新しい学習指導要領では、理念の一つに「社会に開かれた教育課程の実現」を掲げている。 子供たちが社会のつながりの中で学び、自分の力で人生や社会をよりよくできるという実感をもつことは、子供たちが未来に向けて進む希望や力になると考える。 そこで、本市の学校における地域連携の取組状況について伺う。
	（答弁） 教育委員会では、既に策定した「第３次東久留米市教育振興基本計画」及び「令和６年度事業計画」を踏まえ事業の一つに「地域と連携した教育の推進」を掲げ、大きく２つのことに取り組んできた。 １点目は、「全校における体験的な学習活動の充実」である。全小・中校において、市の自然環境やまちづくり、観光や産業について調べたり、発信したりする学習活動を行っている。その際、地域の方をゲストティーチャーとして招き、子供たちが体験を通して学ぶことができるようにするなど、学習活動の充実を図ってきた。 ２点目は、「地域連携をテーマとした研究推進校２校による研究実践」である。第六小学校、南中学校が、「地域連携」をテーマに２年間の研究に取り組み、市内全教員の参加による研究発表を行った。第六小学校では、子供たちの深い学びを実現するための手だてに「地域連携」を位置付け、授業で学んだ視点で地域を見つめ直し、地域の魅力などを調べたり発信したりした。また、南中学校では、修学旅行を通して学んだ「まちづくり」や「観光」「環境」等の視点から東久留米市を見つめ直し、本市の発展のためにどのようなことに取り組むことができるか、調べたり発信したりした。

5	かやま 玲子（市民自治フォーラム） （１） 図書館利用不便地域について、たとえば上の原にお住いの高齢者から「図書館に行きたいが一番近い東部図書館に行くにも自分にとっては遠いし、坂道があるので行くことができない。」との相談をいただくこともある。 図書館を利用して学ぶ権利は誰にもあり、尊重されるべきものだが、それを叶えられない方もいる。本市においては、昔は上の原にも図書館があり利用することができた。現実にお困りの方からの声がある中で、改めて上の原への図書館の設置はできないか伺う。
	（答弁） 昭和４６年に婦人子ども図書館として開館し、その後上の原図書館と改称した同図書館は、費用対効果等も含めて検討された市立図書館整備計画の完了を以って、平成１３年に廃止された。 図書館に限らず、公共施設を設置する上で、利用者お一人お一人のお住まいからのそれぞれの物理的な距離に差が生じてしまうこと、これは残念ながら避けられないが、ご理解賜りたい。
	（２） 公共施設のスリム化に向けた基礎調査で示された学校施設の再編を進めるには、教育的視点による検討が必要だと考えるが、見解を伺う。
	（答弁） 教育委員会では、市長部局において「公共施設のスリム化に向けた基礎調査」の「中間報告書」を取りまとめるに際し、教育的視点から重んじるべきは通学距離である旨を主張し、通学距離が短いということは、通学の利便性を高めることのほか、通学時間が短く済むことで、登下校中に事故や事件に巻き込まれるリスクが発生する時間が減少するといったメリットがあるなどの見解を述べながら、市長部局と意見交換を重ねてきた。 当該報告書では、そうした意見交換も踏まえた整理・分析がなされ、こうした経過も反映されているものと受け止めている。 今後の具体の検討においても、市長部局との意見交換等を重ね、進めていきたいと考えている。

6	間宮 美季（市民自治フォーラム） （１） 「東久留米市第３次特別支援教育推進計画」が策定された。インクルーシブ教育システム構築をめざした多様な教育環境の整備について、どのようにインクルーシブ教育に取り組んでいくのか考えを伺う。 （答弁） 教育委員会では、平成２７年１０月に推進計画を、令和４年２月に第２次計画を策定し、この間に全市立中学校に特別支援教室の設置を完了して小・中学校を通して一貫した特別支援教育の充実を図るとともに、相談体制を整備し、特別な支援が必要な児童・生徒への指導・支援について組織的に進めていく支援体制を構築してきた。 「東久留米市第３次特別支援教育推進計画」では、６つの推進プランを設定し、インクルーシブ教育システム構築をめざした多様な教育環境の整備とともに「指導の充実」を図ることを主な目的としている。具体的には、個別や小集団での指導の充実に加え、交流及び共同学習や理解教育の推進、合理的配慮、一人一人に寄り添った相談体制の充実などについて取り組んでいく。 それぞれのニーズに応じた連続性のある「多様な学びの場」を用意しつつ、制度に当てはめるのではなく、制度を有効に活用して、障害のある子どもと障害のない子どもが、共に学ぶことができるようにすることが大切であると考えている。そのためには、周囲の理解啓発も必要であり、何よりも、子どもと対峙する教員自身が「共生社会」「インクルーシブ教育システム」について理解し、学校がチームとなって子ども理解に努めることが重要であるということを指導していく。 このようにインクルーシブ教育を進め、学びの環境を充実させ、指導・支援の充実を図ることで、児童・生徒にあらゆる他者と協働しながら、積極的に社会に参加しようとする意欲を育むことで、共生社会の実現につながっていくものと考えている。
---	---

	(2) 図書館行政について大きく2点質問したい。 1点目、今までの議会では、指定管理期間5年間において、人件費の常勤職員に関する経費は上昇していくことが見込まれているとの答弁であった。令和6年度事業について担当より説明を受ける中で、同年度収支報告書によれば、常勤職員人件費の実績は、令和5年度より少ない額となっているとのことである。そこで改めてどの程度の額が減少したのか確認したい。また、そうなった理由を把握していれば伺う。 2点目として、今年度は令和8年度からの新たな指定管理者を公募・選定する年であり、すでに募集を開始して、ホームページでは公募要項も公開している。これまでの議会での議論の中では、選定において複数者の応募・提案を受け、競争性を持たせていきたいという趣旨の答弁もあったが、今回の選定において、そのことに配慮した点があれば説明を伺いたい。 1点目、図書館指定管理者の令和6年度収支報告における常勤職員人件費に関する質問について回答する。実績については、令和6年度常勤職員経費の実績は155,214,947円となり、令和5年度実績157,913,062円と比較すると2,698,115円の減少となっている。 また、この主な理由は、同報告を正式に受領する前に行った事業者へのヒアリングでは、6年度当初より指定管理者図書館職員である中央図書館長兼統括責任者が急病のため休職となり、これが長引いたことに起因したものであることが、大きな要因であると説明を受けている。なお、当該図書館長兼統括責任者の休職期間中においては、地区館館長職にある者や図書サービス責任者による連携とスタッフ1名の増員といった東久留米市立図書館スタッフによる対応に加え、事業者本部社員によるサポートにより図書館運営に特段の支障は無かった。 続いて2点目、図書館指定管理者選定に関する質問に回答する。今回の指定管理者公募に当たっては、仕様書を調製する過程で意見等をいただいた事業者だけでなく、多くの事業者の目に留まり、選定への参加を検討してもらえるように、市報や市ホームページにおける案内のほかに、特定非営利活動法人日本PFI・PPP協会の情報提供サイトにも情報を掲載し、周知に努めている。 また、現在図書館が事務局として運営している東久留米市立図書館に関する指定管理者選定委員会では、その第1回の会議において、数人の委員から新規参入事業者に対して門戸を広げようとしている姿勢を公募要領を通じて示していくべきだという趣旨のご意見があり、これに議論の時間を割いた経過があった。 現に、複数の事業者から、本市の業務仕様書に定める管理運営体制について、いわゆる役職付のスタッフや担当スタッフの実務経験年数を具体的な要件として示している点が、本市の図書館事業への新規参入を難しくしているとの声が寄せられているなか、委員からは「委託という形態にあってそれに従事する人の資格をここまで縛ることはあまりない」、「そもそも何年の経験があれば十分なのかということは人によることでわからない」、「機能的な部分を説明したうえで実務経験を求めるのは門戸を広げるという点では妥当な書き方ではない」などのご意見をいただき、該当部分については、本市が求める役割や経験の内容などを記載するという趣旨で整理をしている。 今ほど述べた議論を経て、現在の受託事業者に加え、本市の選定への参加を検討する事業者に対して積極的に門戸を広げようとする仕様とし、これを以って同選定委員会において決定している。プロポーザル方式による選定については、当然にこれまでご指摘のあった視点も持ちつつ、事業者からの提案等を審査し、優先交渉権者を決定していく。
--	--

7	永田 雅子（日本共産党） （１） 本年１月から、本市でも学校給食費が無償化され、保護者が費用を負担することが無くなり、大変良かったと考えている。これに関連して、無償化後の中学校給食の喫食率がどのように推移しているのか、伺う。 また、不登校の児童・生徒についても、学校に通う児童・生徒と同様に、給食費に相当する額の金銭的な援助を行うべきと考える。学習適応教室に通う児童・生徒が弁当持参する場合に、東京都の補助対象とならないことについて、先の議会であらためて確認いただける、とのことであったので、その結果について伺いたい。 （答弁） １点目、無償化後の中学校給食の喫食率の推移については、令和７年１月が８０％、２月が８１％、３月が８１％、４月が８７％。 ２点目、東京都公立学校給食費負担軽減事業補助金における学習適応教室に対する考え方について。東京都の担当からは、「都補助金は、学校給食費の保護者負担軽減を区市町村が行う場合に、その経費の２分の１を支援するものである。学校給食とは、学校給食法第３条における義務教育諸学校において実施される給食を指すが、学習適応教室（適応指導教室、教育支援センター）は学校教育法に定める学校ではないため、適応支援教室に弁当等を持参して喫食する児童生徒に対して学校給食費相当額を給付する事業を実施した際の経費は、都の補助対象となりません。」との回答を得ている。
8	村山 順次郎（日本共産党） （１） 市が委託している事業で、個人情報漏洩する事故が生じたとのプレスリリースが５月３０日に公表された。経過を伺うとともに、再発防止の対策について伺う。 （答弁） 本事象は、市が事業委託して実施する生涯学習に関する公開講座において、受託者と講座を運営する市民団体による、Google フォームを用いた申込を受け付けた際、一定の操作を行うと他の申込者の氏名等が閲覧可能な状態となっていたというもの。 なお、この事象は当該フォームで申込をされた方のみに表示されるメニューを選択した際に発生するため、公開は限定的なもの。 令和７年５月２０日（火）から５月２７日（火）までの間に申込みがあり、氏名等が閲覧可能となった件数及び人数は、５７件、１１７人。 対応の経緯としては、５月２７日の夜間、当該フォームを使用された方からの問合せにより事象が判明し、フォームを作成した運営団体の担当者に事の次第を伝え、フォームからの申込を一時閉鎖した。 翌２８日には受託者と共に原因の特定、影響の範囲の確認、対象者へのお詫びと説明方法を協議した。並行して、東久留米市情報セキュリティポリシーの規定に基づき庁内での報告及び情報共有を行い、国の機関への報告内容を取りまとめ、５月３０日に個人情報保護委員会、総務省、及び東京都へ所定の様式により報告し、プレスリリースの実施及び対象となった方へお詫びとご説明の文書を郵送した。 最後に、再発防止という点では、受託者へ個人情報の取扱いに関する再点検を指示し、今後同様の申込フォームを活用する際は、テストデータの入力を通して動作確認を最後まで行う等の対策の徹底を指導しており、市教育委員会としても今後イベント等の申込受付について、これまで以上に注意を払って対応する。

9	岩崎 さやこ（国民民主党） (1) 本市の学校におけるいじめの現状と、学校の教職員によるいじめ発見の状況を伺う。 (答弁) 本市におきましては、毎学期末に各学校からいじめの状況について報告を受けている。これを基に、令和6年度におけるいじめの現状及び教職員によるいじめ発見の状況は、認知件数が1180件となり、前年度の1307件より約9.7%減少している。また、教職員によるいじめ発見の状況については、小学校が819件（かっこ小学校認知1065件の76.9%かっこ閉じ）、中学校が48件（かっこ中学校認知115件の41.7%かっこ閉じ）となっている。 これまで、いじめの認知件数が多いことは問題であるという風潮があったが、社会通念上のいじめはもちろんのこと、どんな軽微ないじめであっても、一人一人の教職員の鋭敏な感覚により、決して見逃さず、的確に認知するよう指導してきた。そのため、いじめの認知件数が0件である学校はなかった。 次に、いじめ発見の状況については、中学校は、教職員以外からの情報で発見する事例が約6割あったが、学校がいじめを認知した時点で誰にも相談していなかった生徒は0人であり、友達や保護者など周囲の誰かに相談できている状況。 いじめの発見については、今後も、小さな変化も見逃さず、いじめに気づいたらすぐに働きかけ、速やかに指導に当たるという未然防止、早期発見、早期対応を徹底していく。 (2) 本市における、不適切な指導についての対応や相談について伺う。 (答弁) 教育職員は、児童・生徒を指導する立場であることから、その職責を果たすにあたり、高い倫理感と使命感、そして法令を遵守する順法意識を強くもっていなければならない。 教職員による暴言や不適切な指導については、あってはならないこととして認識しており、学校にも繰り返し指導している。 本市においては、市教育委員会が、不適切な指導・対応等について、保護者や、学校からの情報などにより、情報を得た場合には、当該学校に対し、発生状況や、怪我の有無などの事実確認を行うとともに、問題解決にあたっては、迅速かつ組織的な対応を徹底できるよう指示・助言を行う。また、児童・生徒への心のケアや、継続的な見守り、保護者への説明、当該教員への指導、再発防止の取組などについての指導・助言も行い、早期の解決、再発防止を図るよう指導を行う。 次に相談については、教職員の未然防止の取組とともに、問題の早期発見が迅速な解決や再発防止につながる。それが子どもたちの安心な学校生活につながることは言うまでもない。そのためには、市教育委員会としましても、学校に直接ご連絡いただくことが解決のためにも重要であると認識しており、学校は児童・生徒及び保護者等へ、組織的に対応し、丁寧に説明を尽くすことや、相談しやすい体制づくりに努めるなど、繰り返し指導している。
---	---

	(3) 本市における小学校高学年の教科担任制について (答弁) 小学校高学年による教科担任制については、これまでの学級担任がすべての教科を担う仕組みとは異なり、教科によって担任以外の教員が指導を担う仕組みである。担任以外に専科の教員を加配置したり、学年の担任で教科を交換したりして実施している。 令和3年、国の義務教育9年間を見通した教科担任制の在り方等に関する検討会議の中で中央教育審議会の審議状況を踏まえて検討がなされ、令和4年度から本格実施になった。東京都教育委員会では、令和5年度から中学校教員を小学校に異動させ、3年間加配教員として配置され、小学校高学年における教科担任制を推進する事業を開始した。令和7年度においても、東京都では、中学校の理科や保健体育科の教員が小学校で理科や体育を担当し、活躍している。 本市においては、令和6年度から第九小学校、令和7年度から小山小学校が東京都の推進校の指定を受け加配教員を配置して実施している。 (4) 南中学校コミュニティスクール導入について コミュニティスクールとは (答弁) コミュニティスクールは、地域教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、学校運営協議会を設置した学校で、文部科学省が実施を推進している。 コミュニティスクールの委員は、一定の権限を持って、学校の運営とそのために必要な支援について協議する。 育てたい子供像、目指すべき教育のビジョンを協議、共有し、目標の実現に向けて、ともに協働していく仕組み。 コミュニティスクールになっても従来と変わることなく、学校の最高責任者は校長であり、予算や人事については教育委員会が担う。 小中学校での取り組みを進める地域貢献を考える学習や、子供たちの成長を支え、ともに地域を創生する活動の実践につなげていくことが期待される。 子どもたちの教育は未来を作ることであり、学校と地域がお互い様の精神で協力し合うことが非常に大切なことだと認識している。 (5) 南沢四丁目の業務施設跡地における、大型集合住宅建設計画について、第五小学校へ大きな影響があるのでは、と大変懸念している。前議会でも一定のご答弁があったと思うが、現時点での児童数推計について伺いたい。 (答弁) 初めに、東京都が例年行っている「教育人口等推計」の令和6年度調査では、令和6年度実数が25学級822名のところ、5年後の令和11年度推計では23学級705名となり、減少傾向であることが窺える。 そうしたなか、大規模集合住宅がどのような影響を与えるのかについては、現在、担当において、令和7年度調査に、当該集合住宅を含めて推計を行っていただけるよう東京都に調査票を提出している。 推計の結果は、例年7月頃に事前送付の形で送られてくるので、この結果と昨年度の推計、それから担当において行っている推計を比較検討して、推計の精査を行いつつ、将来を見据えた望ましい対応を教育内部及び市長部局と協議、調整していく。
--	--

10	引間 太一（ニューウェーブ） （１） 学校における「データヘルス授業」について 生涯にわたって健康な生活を送るための基礎をつくるため、学校教育では、自身の健康について把握し、健康や体力づくりに関する意識を高め、健康を保持・増進する資質や能力を育むことが求められている。 「東久留米市第３次教育振興基本計画」でも、基本施策「生涯にわたって育む健やかな体づくり」の中で、「適切な生活習慣や食習慣を身に付けるためには、学校・家庭・地域の連携を推進する必要があります」と示している。学校では、このことに体育、保健体育などの教科や教育活動全体を通して取り組んでいる。 昨年度、外部講師を活用した、体験的な学習の一つとして、東京大学未来ビジョン研究センターの協力のもと、「データヘルス授業」を市内小中学校５校で実施した。 東京大学未来ビジョン研究センターが提供する「データヘルス授業」の目的は、児童・生徒が健康で生き生きとした生活を送るために役立つ専門知識や最新の情報を提供し、児童・生徒が自身と家族の健康に関心をもち、主体的な学びと積極的に行動する態度を育てるとしている。 内容としては、学習指導要領にある小学校５．６年生の体育（保健領域）「生活行動が主な要因となって起こる病気の予防」中学校１．２年生保健体育（保健分野）「健康な生活と疾病予防」に関連した内容について、事前に学校と研究センターで打ち合わせ、実施していただいた。 具体的には、「日頃の生活習慣が身体に及ぼす仕組みなどについて動脈硬化や内臓脂肪など身体の模型や医療画像を活用して生活習慣病の実際を学ぶ」、「本市における健康関係データを使って地域の健康課題や健康格差を明示し、その背景にある日頃の生活習慣や社会環境が身体に及ぼす仕組みを学ぶ」「児童・生徒や家族の生活習慣の振り返りと健康行動の実践と評価」という内容でした。 成果について回答する。 授業は、視覚的・体感的に学ぶことができるように工夫されており、児童・生徒達は健康作りを自分ごととしてとらえ、日頃の生活習慣を見直すきっかけとなりました。特に、飲料や食事、睡眠に関するテーマは児童・生徒にとって身近でありながら意識の届きにくい部分でもあり、改めてその重要性に気づくことができた。 また、地域データを活用した授業は、単なる知識の習得にとどまらず、児童・生徒の行動変容を促す力をもっており、データを活用して物事を自分事として考えることのよさを学ぶこともでき、今後の保健教育の一つのモデルとしても参考にできるものであった。データヘルスの授業では、児童・生徒の主体的な学びと積極的に行動する態度がうかがえた。 この授業について家庭で話した児童・生徒ほど、家庭の大人の生活習慣にもより多くの変化が生じていたと、家庭との連携や、家族の健康増進につながる可能性も示唆された。
----	---

	(2) 不登校支援としての学校とフリースクールなどの民間施設との連携について (答弁) 昨今は、学校だけがすべてではない、子供の居場所づくりが大切である、といった考え方も広まり、児童・生徒、保護者のニーズも様々である。 本人の状態に応じた指導・支援を行うことのできる多様な学びの場を用意する必要がある。 民間団体が運営しているフリースクール等の多様な教育機会を提供している施設は、いわゆる教育機会確保法に記されている「多様で適切な学習活動」の一つの場として、児童・生徒、保護者にとって、支援の選択肢の拡充につながっているととらえている。 不登校児童・生徒の支援のためには、学校以外の学びの場も選択肢の一つとして重要であり、形態や内容も様々なフリースクールがあることも承知している。児童・生徒の個々の状況に応じた、学びの場の保障となり、自己存在感や自己肯定感を育む場として、選択肢の一つと考えている。 次にフリースクールを利用している児童・生徒の現状について。 本市における令和6年度不登校児童・生徒のうち、フリースクール等を含む民間施設に通う子供は小中学校で12名でした。利用しているフリースクールは様々で市内だけでなく公共交通機関を利用して通っているケースもある。 最後に、学校とフリースクールとの連携について回答する。 各学校においては、不登校児童・生徒及びその保護者と個々の状況に応じて、定期的に電話連絡、懇談や、オンラインを活用した連絡、家庭訪問を実施し、児童・生徒や保護者の考え方、困り感、ニーズなどの把握に努め、個の必要に応じた支援を進めている。フリースクールに通っている場合も同様である。その上で、フリースクールとの連携にも努めている。 具体的には、フリースクールとの実施報告のやりとり、電話等での連絡等については、児童・生徒が通うフリースクールの訪問などを行っている学校もある。 フリースクールでの通室状況や学習内容等を確認のうえ、学校長の判断で出席扱いとすることもできる。 不登校の理由や状況は様々であり、子供が安心して過ごせる場所を提供することが前提となるが、学校や教員だけでなく、関係諸機関や社会全体と連携・協力して、個々への対応を推進していく。
--	---

11	篠宮 よしのり（自民クラブ） （１） GIGA スクール構想第一期開始から５年目、学校ごとに活用方法も差が出てきていると思う。そこで、教員による活用格差が出ないように、教員を支援するような取組みについて伺う。 （答弁） 教育委員会では、一人１台端末の操作や効果的な活用、授業計画の立案や研修実施に資するため、各学校にＩＣＴ支援員を配置している。 令和６年度までは、指導室において、主に授業支援を目的に、ＩＣＴ機器の活用に関するサポートのために、週１、２回程度の頻度で専門業者を支援員として配置しておりましたが、児童・生徒の個人情報に関わる作業ができない、学校のニーズと業者によるサポート内容が一致していないことが課題であった。 そこで、令和７年度からは教育総務課と連携し、ＩＣＴ支援員が、管理職または教職員の管理下であれば個人情報を含むアカウント関連支援業務を行うことができたり、一人１台端末を初期化して再セットアップするリカバリ業務を依頼できるようになるなど、従来の授業支援という意味合いに加え、学校のＩＣＴインフラ環境やアカウントを含めたＩＣＴ活用支援も行うことができるようにしている。 なお、昨年度までとの変更点や、ＩＣＴ支援内容の詳細については、各学校へ案内チラシを送付し周知を図っている。 また、令和７年度は、一人１台端末や各種学習用ソフトウェアの入替もあることから、メーカーの研修に加えて、ＩＣＴ支援員による研修も必要に応じて実施する。 引き続き、学校内でのＩＣＴ利活用促進、ＩＣＴ機器を効果的に活用した授業の実施等を、支援していく。
----	--

12	沢西 卓哉（自民クラブ） （１） SNSがきっかけで 被害にあう子供たちが増えている。さらに低年齢化していると聞く。健全育成の視点からも児童・生徒がSNSトラブルに巻き込まれることのないよう早い段階で、SNS教育を進める必要があると考える。 そこで、本市における所持率、使い方、SNS教育の学校での取組等の現状について伺う。 （答弁） 本市における子どもたちの携帯電話やスマートフォンの所持率を示す直接の調査結果はない。 こども家庭庁が実施した令和６年度の青少年のインターネット利用環境実態調査結果によると、インターネットを使用する際の自分専用のスマートフォンの所持率は小学生（１０歳以上）で７２％、中学生で９５％という結果がある。 本市においても同様の傾向であると考えている。 「全国学力・学習状況調査」の児童・生徒質問紙の結果によると、「普段（月曜から金曜）、１日当たりどれくらいの時間、携帯電話やスマートフォンでSNSや動画視聴をしますか」という質問に対して、小学校６年生では「１時間以上」と答えている児童が約５０％おり、そのうち「４時間以上」と答えた児童は約１４％（国都より高い）であった。中学校３年生では、「１時間以上」と答えている生徒が約８０％おり、そのうち「４時間以上」と答えた生徒は約１８％（低い）であった。 一方、「まったくやらない もっていない」と回答した児童は約１８％、生徒は約３％でした。このことから所持率は小学校６年生が８２％、中学校３年生が９７％とわかる。 SNSのトラブルを予防するための情報モラル教育について回答する。 学校では、児童・生徒の実態を踏まえて、学年に応じて各教科や道徳、総合的な学習の時間、特別活動などの年間指導計画に情報モラル教育を位置づけて学校教育全体で推進している。 インターネットの正しい使い方や情報モラルにつきましては、タブレットに含まれているネットモラルの教材、保健体育科や道徳科の教科書など、学年に応じて情報モラルの向上を目的とした学習を進めている。 その際には、知識を得るだけではなく、安全教育として、タブレット端末のチャット機能を体験させ、メール等を送信するときに気を付けることを実感できるように指導したり、情報機器やSNSの使い方について話し合ったりして、自分ごととする体験型の授業を取り入れている。 その他に、セーフティ教室を年１回実施し、情報支援員や警察の方を講師として情報モラル教育を行っている。 一人１台タブレット端末には、SNSモラルを一人でも学べるアプリが導入されており、家庭に持ち帰った際は、クイズや動画で情報モラル教育を、保護者と学習することも可能となっている。 今後も、情報の読み解きや発信する際の責任を考えさせるとともに、自分が勝手な解釈をしているのではないかと疑える力や、受け手はどのような解釈をするということを考える前提に立って、判断能力や表現・発信する力を育んでいく。
----	--

報道機関 各位

市内中学校における個人情報が入った SD カードの紛失について

1 【概要】

本市中学校において、中間テストの採点前答案の PDF データが保存された SD カード1枚を紛失する事案が発生しました。

なお、現時点で SD カードの持ち出し及び第三者による不正使用等の事実は確認されておりません。また、紛失による採点結果への影響はありません。

2 【市教育委員会が事態を把握した日】

令和7年6月23日(月)

3 【中間テスト実施日】

令和7年5月15日(木)・令和7年5月16日(金)

4 【対象人数及び紛失したデータに含まれる個人に関わる情報】

第1学年から第3学年 計482人の中間テスト(英語科)の採点前答案の PDF データ(学年、組、出席番号、氏名及び生徒の解答)

5 【対応の状況】

SD カードの搜索を継続するとともに、紛失の経緯について調査しております。
市内小・中学校に対しては、本事案について周知するとともに、個人情報の取扱いについて注意喚起を行いました。

6 【今後の対応】

詳しい経緯が分かり次第上記4の対象となる生徒及び保護者へは臨時保護者会を実施し、本件について謝罪するとともに再発防止等について説明いたします。

なお、万が一氏名等の情報が外部に漏れているような事象があった際には、学校又は所管課へご連絡いただくようお願いしてまいります。

■問い合わせ先

指導室長 上松(あげまつ) 電話042・470・7781